

住宅対策事業

—No.34 坂戸市—

【事業の目的】

この事業は、多世代同居等の補助事業などを実施し、空き家対策と定住促進を図ることを目的としています。

【事業の内容】

- 空き家関連の補助金について
 - ・ 空き家等改修費補助金として、空き家の改修費用や家財の処分費用を補助します。
 - ・ 多世代同居等補助金として、子供世帯が同居するために、親世帯の家屋を改修等する場合に、改修費用を補助します。
 - ・ 空き家等除却費補助金として、特定空家等に認定された空き家等の除却費用を補助します。

- 空き家等対策について

28年度に設置した空き家等対策審査会に続き、29年度は空家等対策計画の策定等について協議する空き家等対策協議会を設置します。

- 空き家関連の委託料について
 - ・ 空き家等対策計画策定業務委託料として、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定する業務委託を行います。

平成28年度に実施した実態調査の分析や、空き家の所有者へのアンケートによる意向調査等に基づいて、計画策定の基礎資料を作成します。
 - ・ 空き家管理処理委託料として、緊急安全措置を坂戸市空き家等の適正管理に関する条例に新たに規定し、緊急に措置をしなければならない場合に所有者に代わって、屋根材の飛散防止などの業務を委託します。

【事業年度】

平成29年度～

【予算額(千円)】

- ・ 多世代同居等住宅改修費補助金 5,000千円
- ・ 空き家管理処理委託料 3,891千円
- ・ 空き家等改修費補助金 5,000千円
- ・ その他 4,769千円

【財源】

一般財源（市）、その他（行政代執行費用弁償金等）

【事業実施に至った背景・経緯】

本市は、都心から45km圏という利便性から、昭和40年代後半に、大規模な住宅団地などの開発で著しく人口が増加しましたが、現在、その際に開発された住宅団地の一部において、高齢化、単身化及びインフラの老朽化が進むとともに、商業施設の撤退や空き家周辺の環境悪化などの問題が発生するなど、状況が大きく変わりつつあります。

これらの課題に対応するためには、空き家対策、定住促進を図るための住環境の整備などを計画的に推進していく必要があり、空き家等改修費補助事業、世代同居用住宅改修費補助事業などの住宅対策事業を実施し、課題の解消に取り組むこととしました。

【事業のPRポイント】

空き家対策と子育て世代の定住促進を図り、高齢者の単身化防止を兼ねた総合的な住宅政策を進めます。

【事業実績・成果・今後の展開】

＜平成28年度＞

空き家等実態調査業務委託を実施しました。

今後は、広報、市ホームページ等により周知を行います。

〔 連絡先 〕

住宅政策課 住宅政策担当 049(283)1331(内線543)